

議案第35号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年6月7日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正の趣旨を踏まえ、3歳未満の子を養育する職員の超過勤務の制限に関し必要な事項を定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「当該子の同居の親族として規則で定める者のない職員に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く」に改め、「（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「養育」とあるのは「」を「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限）

第9条の3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求し

た場合には、職務に支障がある場合を除き、第9条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第9条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第15条第1項中「及び子の看護休暇」を「、子の看護休暇及び短期の介護休暇」に改める。

第16条第1項中「介護休暇」の次に「（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

#### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の2に規定する深夜における勤務の制限に係る請求並びに同条例第9条の3及び第9条の4に規定する超過勤務の制限に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。